

盛岡広域振興局長告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成24年2月7日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1（1） 路線名 盛岡横手線
 - （2） 供用開始の区間 岩手郡雫石町大字西安庭第10地割字芦ヶ沢3番3地先から1番8地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成24年2月7日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成24年2月7日から同年3月7日まで
-
- 2（1） 路線名 盛岡和賀線
 - （2） 供用開始の区間
 - ア 盛岡市羽場6地割208番1地先から14地割100番1地先まで
 - イ 盛岡市羽場14地割80番1地先から13地割107番1地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成24年2月7日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成24年2月7日から同年3月7日まで